



ごみ減量・シンボルマーク

ごみNEWS NO.1

藤沢市環境部

いま最終処分場では!

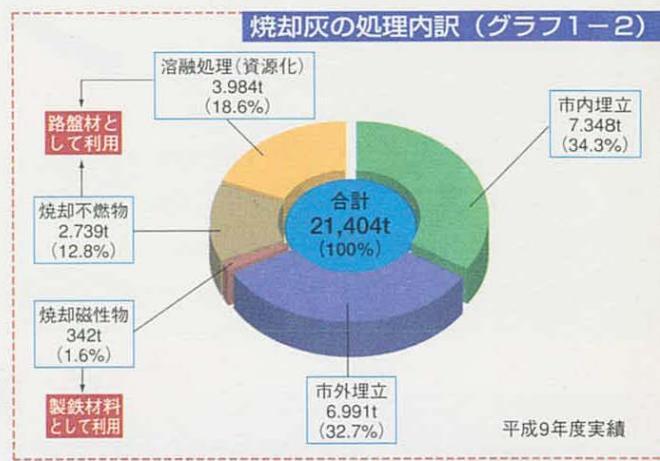
★藤沢市のごみ排出量

藤沢市では、昭和53年から市民の皆様のご協力をいただき、資源ごみの分別収集を開始し、資源の有効利用と埋め立て処分地の延命化を図ってまいりました。(グラフ1-1のとおり)、また、平成4年10月からは粗大ごみを不燃ごみと大型ごみに分け、大型ごみを有料化しました。これにより、粗大ごみは約30%も減りました。平成6年7月から資源ごみの回収を月1回から2回に変更したところ、資源ごみは約25%増加しました。平成9年4月からは半年間のモデル地区実施を経て、全市でごみ排出袋を半透明に変えました。この結果、資源ごみは増え、そのほかのごみは前年度比で約3%減りました。また、同時に容器包装リサイクル法の施行にあわせて、ペットボトルのモデル地区収集を開始し平成9年度には46トン収集し、平成10年度では約120トンの収集を予定しています。

ごみの総排出量は7年間で6%増加しました。その間、資源ごみは市民意識の高まりで2倍に増加し、資源化が進んでいます。

★埋め立て地はあと何年?

埋立処分が必要な焼却灰の量を処分場の残余量に当てはめると、図1-2のとおりで、約10年で処分場がいっぱいになってしまいます。今後は最終処分場の確保がますます困難になることが予想されますので、平成10年5月に策定された環境基本計画に定めた、ごみ減量施策を強力に進めるとともに、焼却灰を溶融処理して土木建築資材に利用する等の方策により、今後とも最終処分場の延命を図ってまいります。



ごみは元からたなきやだめ！

「ごみ減量推進店制度のあらまし」

ごみを買わない・出さない・再生、再利用品を積極的に使うことによって、ごみの減量・資源化を進めるため、市内の販売店のご協力をいただき、「ごみ減量推進店」の認定を進めています。ご協力いただける販売店は下記の要領で応募してください。

応募できる販売店

次の事項を実践している販売店

■商品の包装簡素化

- ・店内に包装しない旨の表示
- ・商品個々の包装はしない
- ・包装の仕方をお客に確認
- ・商品の一部だけを包装
- ・のしを印刷した包装紙
- ・簡易包装のオリジナルマーク
- ・包装紙を廃止
- ・有料で包装
- ・ギフト用の箱は有料



■買物袋持参の奨励

- ・袋はすべて有料
- ・買物袋持参者にはシール等により金券等をしている。
- ・買物袋を持参するようPR
- ・シールを貼って渡している。



■再資源化

- ・トレイ、牛乳パック、空缶等を回収し、再生ルートにのせる。
- ・リターナルbinを有償で引き取っている。
- ・再利用品等の販売を行っている。
- ・リサイクル展等を行っている。

■その他

- ・トレイ等を極力使わない。
- ・仕入先に梱包の簡素化を働きかける。
- ・紙の使用量を少なく、再生紙を使う。
- ・広告チラシで減量・資源化をPRその他創意、工夫で減量している。

※1項目でも該当すれば認定しますので、申請して下さい。

応募方法

「ごみ減量推進店」を希望する方は所定の申請書で藤沢市役所 環境部 減量推進課へ申請してください。

0466-25-1111 (内線) 3371

認定されると

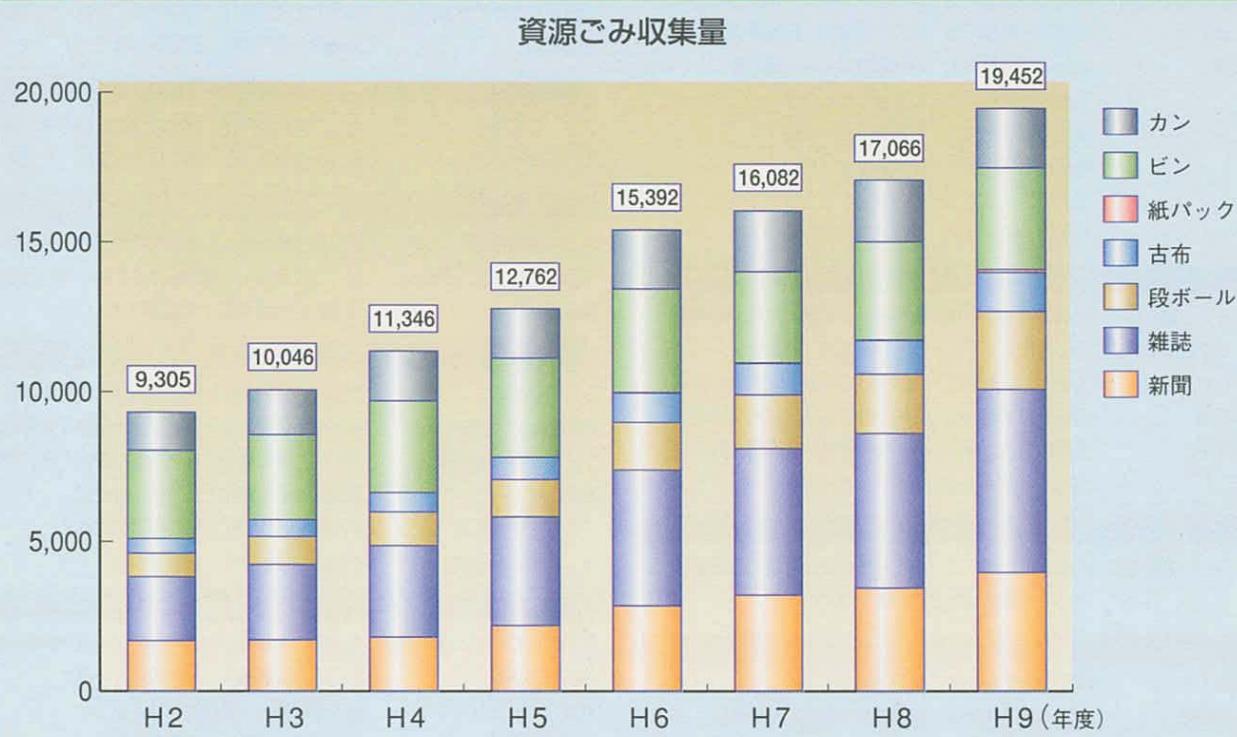
申し込みされた販売店には、一定の基準により認定委員会で認定され、認定証とステッカーをお渡します。ステッカーは掲示してください。

市民の皆様へ

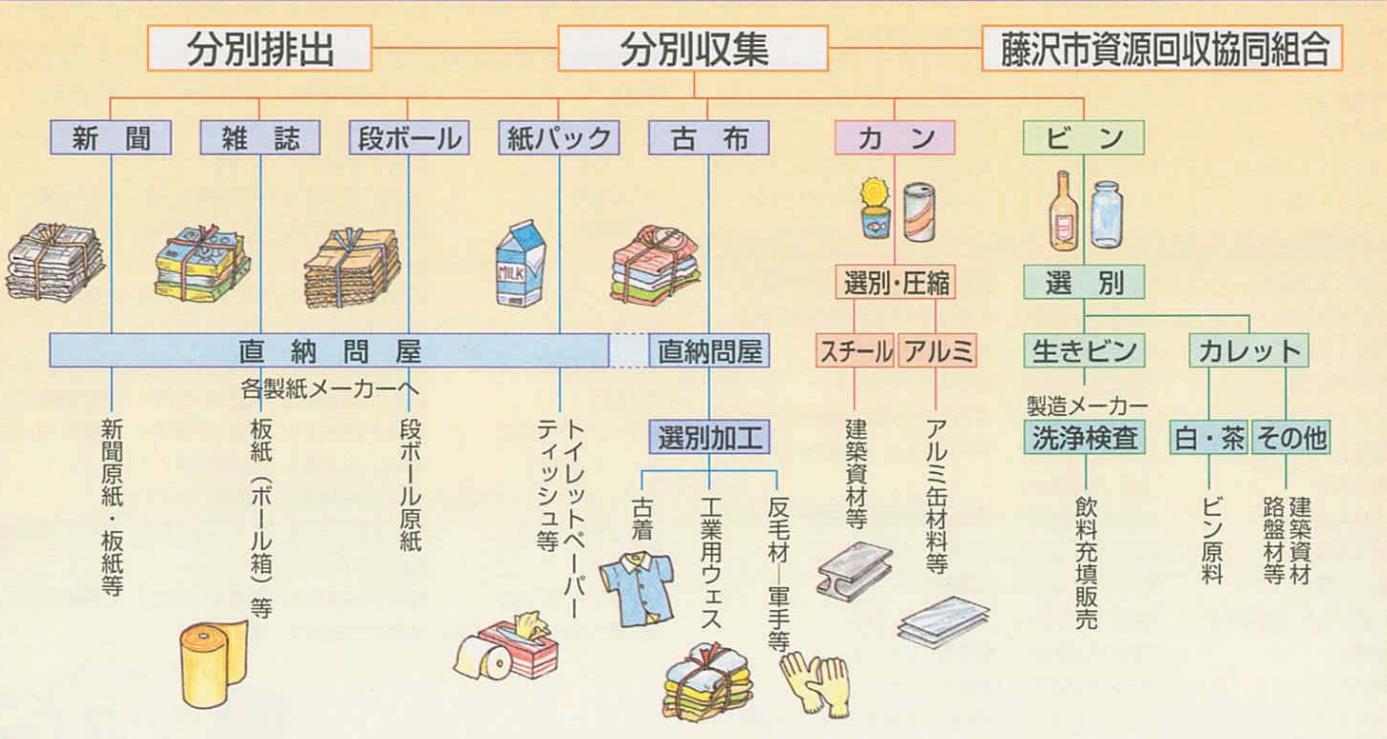
リサイクルは再生品を使用して始めて完結します。再生・再利用品を積極的に利用しましょう。右ページの各店舗が各地区の「ごみ減量推進店」です。

資源ごみのゆくえ

市民の皆様のご協力により資源ごみの回収量は、下のグラフのとおり8年間で約2倍の増加となっており、リサイクルがますます進んでいます。



これらの資源ごみは次の表の通りいろいろな用途に生かされ、リサイクルされています。



資源ごみ



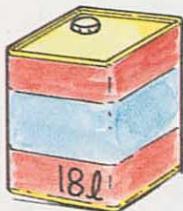
Q くつ下・パンツはなぜ可燃ごみに出すのか

A 古着・ボロについては工業用ウエスや反毛材としてリサイクルされています。反毛材としての利用については需要の低迷のため、利用がむずかしくなっており、くつ下・パンツについては化繊が多いことから、一時的措置として退避的に可燃ごみとさせていただいております。今後の状況によっては資源ごみで収集することもあるものと考えております。



Q 18ドルカンはなぜ資源ごみに出せないのか

A カンにつきましては回収した後で機械選別によりアルミとスチールに分け、圧縮し売却しておりますが、18ドルカンは大きいので、電磁石で分別する際にすき間に引っかかってしまい支障をきたしますので、不燃ごみとして収集しています。なお、不燃ごみにつきましても破碎処理後の磁力選別でスチールを分別できますので、屑鉄として売却しています。



Q ガラスのコップ、灰皿、耐熱ガラス等はなぜビンと一緒に出せないのか

A ビンの組成が違いますので、一緒にできません。混入しているものは全て手作業で除去しています。ビンを溶かしてもう一度ビンをつくる際に、製品に穴があいたり、異形になったりしますので、今後はご協力お願いします。



Q 資源ごみの協力金は今後どうなるのか

A 平成9年4月から容器包装リサイクル法が施行され、ビン、カン、紙パックが対象品目として分別収集が義務づけられました。法では市民、行政、事業者の役割を分担しています。事業者は再商品化、行政は分別収集、選別保管、市民は分別排出が役割となりました。現在選別したビンの一部はこの法の指定ルートにより無償でリサイクルしています。法により形式的には市民の分別は役割とされましたので、還元はできませんが、その金額が各自治会の運営費に充当されていることから、廃止はせずに協力金として、売却益のなかから一部を支払いさせていただいております。

Q 資源ごみは本当にリサイクルされているのか

A 平成9年度の資源ごみ収集量は19,452トンで新聞3,954トン、雑誌6,111トン、段ボール2,604トン、古布1,303トン、紙パック101トン、カン1,985トン、ビン3,394トンとなっています。この資源については藤沢市資源回収組合が回収し、紙類は直接問屋に、カン・ビンは選別圧縮した上で、もっとも有利な売り先に売却しています。売上量は持込を含め19,600トンあまりで残さとしては非常に少なく、ほぼ100%リサイクルされています。

Q 古着・ボロを雨の日にも出してはだめか

A 古布のリサイクルについては主に3種類の方法があります。一つは古着としてそのまま使用する方法で、細かく分けて東南アジア等へも輸出されます。次に工業用ウエス（油ふき）としての利用で、この場合も色、材質等で細かく分けられています。最後に反毛材といって元の纖維に戻して再利用する方法があります。いずれの場合でも水に濡れますと、臭いがしたり、腐ってきますので、ごみになってしまいます。また、ビニール袋で出されますと回収車に積むときに、崩れてしまいうまく積めません。四角くたたんでひもで結わえてください。



Q 紙類は雨の日でも出して良いか

A 紙類は水に濡れてもかまいませんので、ビニール袋などに入れずにひも等で結わえて出してください。段ボールについてガムテープを使われる場合もみつけられますが、テープの糊が支障をきたしますので、使わないようお願いします。



Q 資源ごみはどの位の値段で売却できるのか

A 資源物については回収を担当している藤沢市資源回収組合が値段の高いところに売却することとなっており、種類別には指定法人ルートで処理しているビンの一部を除き、下表の通りです。この売却単価は変動が激しく、1週間単位で変動することもあります。

■資源物の売却単価（平成10年10月末現在）

新 聞	2.5円/kg	ビン 透明	3円/kg
雑 誌	△2円/kg	カン スチール	3円/kg
段ボール	2円/kg	アルミ	95円/kg
紙パック	8円/kg		
古 布	5円/kg		

平成11年4月からペットボトルを全市で収集

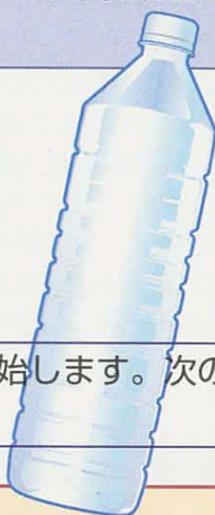
藤沢市では現在一部の区域でペットボトルの収集を実施してきましたが、その収集量は次のとおりです。

平成9年度収集量 45.69トン

【村岡、藤沢東部地区の一部】

平成10年度収集量 (平成10年11月末まで) 82.59トン

【平成9年度地区+長後、湘南台、六会の一部】



市では平成11年4月からペットボトルの収集を全市に拡大し、収集を開始します。次の出し方を守って可燃ステーションに出してください。



●詳細は広報でお知らせします。

ごみの不法投棄が増えています！

■11月15日に実施されました「一日清掃」につきましては、多くの方にご協力をいただきありがとうございました。おかげさまで不燃、可燃あわせて46トンのごみが収集されました。しかし、市内各所で不法投棄が増えています。

不法投棄すると ●法律により1年以下の懲役又は300万円以下の罰金となります。(法人の場合はそれ以上の罰金となります。)



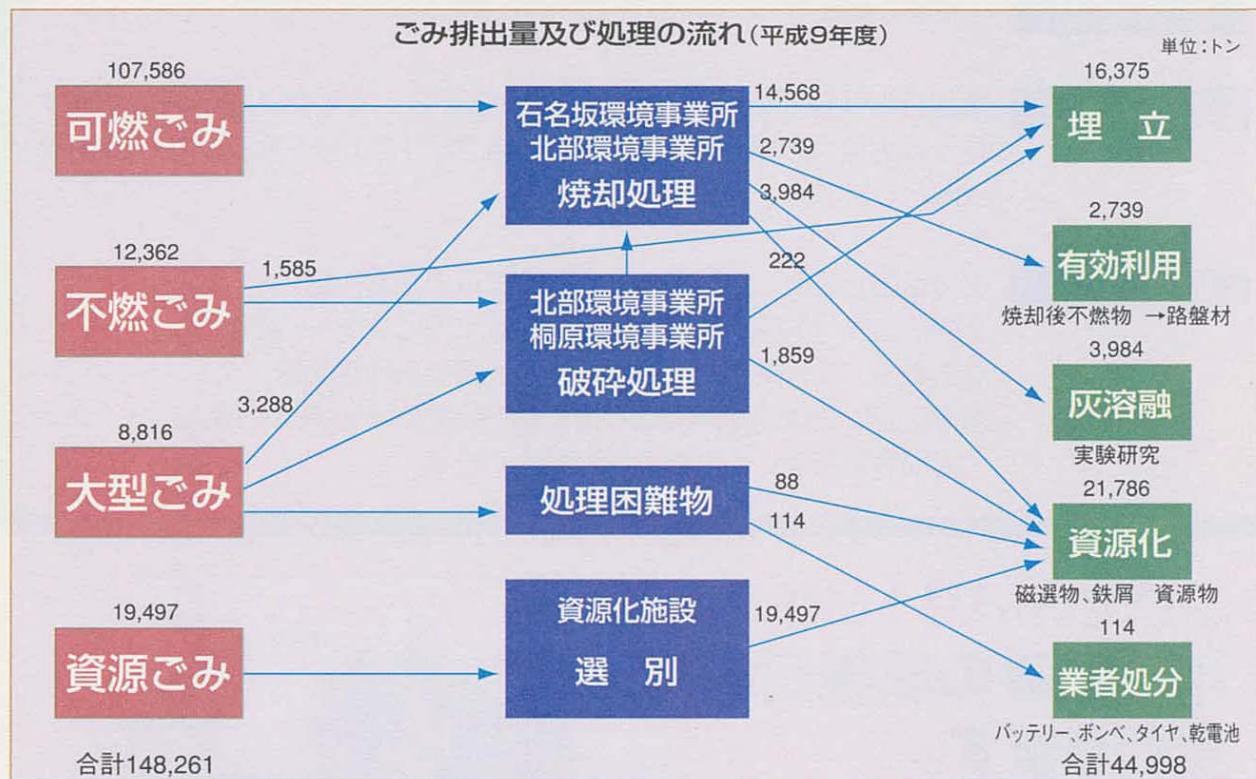
散乱ごみは ●路上にたばこの吸い殻と空き箱・お弁当などの空き容器、飲料容器等が多く目につきます。ごみは持ち帰りきちんと後始末を。

市では ●不法投棄防止・ポイ捨て禁止看板の設置や市内各所に重点地区を設けて、パトロールを行っています。

ちょっとしたこころづかいでみんなの環境を守りましょう！

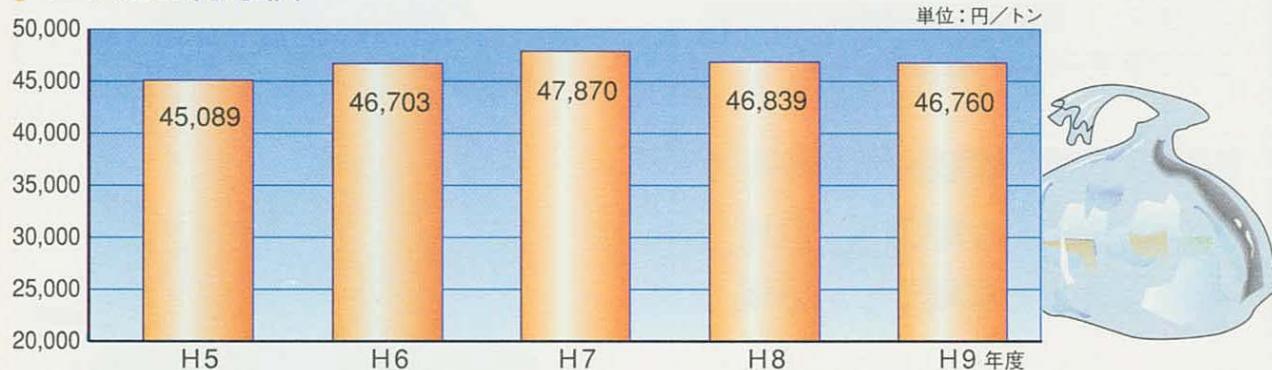
ごみ処理フローと原価

藤沢市ではごみ処理施設として焼却施設（石名坂環境事業所、北部環境事業所）破碎施設（北部環境事業所、桐原環境事業所）があり、資源ごみのBINとカンについては資源化施設で選別等の作業をしています。



これらのごみ処理にはおおむね次のような経費がかかります。この経費はみんなの税金です。ごみを減らして経費節減を！

ごみ処理総原価



ごみ処理総原価(平成9年度)を

市民一人あたりにすると.....16,149円かかります。

一世帯あたりでは.....42,298円となります。

ごみを分別することにより、少しでも経費が節約できます。ご協力を！

家庭用電動生ゴミ処理機の購入を補助します!

藤沢市では、ごみ減量の一環として、生ごみを家庭で処理する家庭用電動生ごみ処理機（生ごみを乾燥及び菌体等により、減量化、堆肥化する電化製品）を購入されようとする方に助成を行います。

対象者 市内にお住まいの方（法人を除く）

対象個数 1世帯1機まで

補助金額 指定店の販売価格（稼働時に最低限必要で、本体と一緒に購入した基本材や微生物等の購入代金及び消費税を含む）の1/2の金額で30,000円を上限とします。

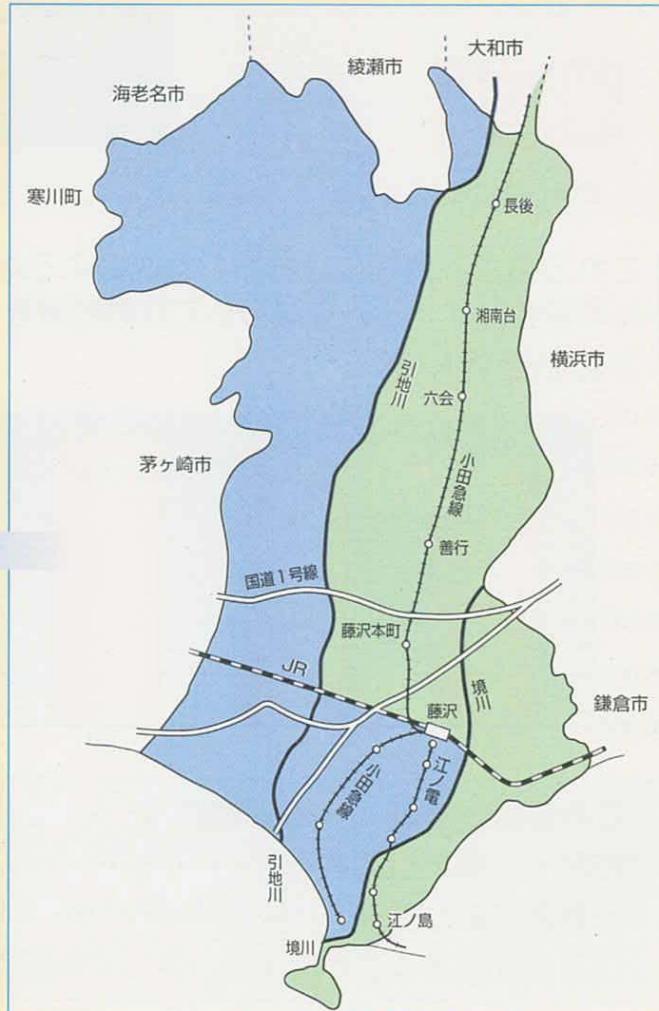
- 購入の手順**
- ①指定店で処理機を選定し、補助金交付申請書に記入
 - ②補助金交付申請書を減量推進課か各市民センターへ提出
 - ③審査後、交付決定通知書と補助金受領委任状を郵送
 - ④指定店に交付決定通知書と補助金受領委任状を持って購入
補助金額を差し引いた金額で購入できる

平成11年3月1日から可燃ごみの収集日が変わります。

平成11年3月1日から収集事務所の南北分化により可燃ごみの収集区域が変更になります。一部の区域で収集曜日が変更となりますので、ご注意下さい。

右図参照

- 月・木曜日収集区域
火・金曜日収集区域



ごみNEWS No.1

発行 平成11年2月
編集 藤沢市環境部減量推進課
〒251-8601 藤沢市朝日町1-1
TEL.0466-25-1111 (内)3371